

令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「**林野火災注意報・警報**」の運用が始まります

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令基準は下記のとおりです。

○林野火災注意報の発表基準

以下の（１）又は（２）のいずれかの条件に該当する場合

- （１）前３日間の合計降水量が１mm以下かつ前３０日間の合計降水量が３０mm以下
- （２）前３日間の合計降水量が１mm以下かつ乾燥注意報が発表

○林野火災警報の発表基準

林野火災注意報の発令に加え強風注意報が発表された場合

林野火災注意報・警報が発令された場合、火災予防条例第 29 条の規定により、下記のとおり『火の使用の制限』がかかりますのでご注意ください。

- １ 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ２ 煙火を消費しないこと。
- ３ 屋外に置いて火遊び又はたき火をしないこと。
- ４ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ５ 山林、原野等の場所において喫煙をしないこと。
- ６ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報・警報発令時『火の使用の制限』に従わなかった場合について

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課します。**林野火災警報は、『火の使用の制限』に違反した者に対して 30 万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第 44 条）**

林野火災注意報・林野火災警報発令時の周知について

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、防災行政無線や村防災アプリ等により周知広報を行います。